

# IPO NEWS DIGEST

本資料は、発明推進協会が、諸外国の知的財産庁等の情報を要約したものです。  
情報の内容につきましては正確を期すように努めておりますが、正確性を保証するものではありません。本情報の利用の結果発生するいかなる不利益に対しましてもその責任を負いませんので予めご了承願います。

## <マレーシア MyIPO>

### ePCT による PCT 電子出願 (2014 年 1 月)

2014 年 1 月より、WIPO が提供する ePCT という新システムを利用した PCT 電子出願を開始する。出願人には利用を薦める。PCTSAFE での手続きは、2015 年で終了する。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp> にて、アカウントと電子認証を取得すること。

ePCT 出願についての詳細は、以下を参照すること。

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/pdf/epct\\_filing\\_guidelines.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/pdf/epct_filing_guidelines.pdf)

紹介記事全文 (英語) :

[http://www.myipo.gov.my/home/-/asset\\_publisher/NDpsoWVBk90H/content/pct-electronic-filing-epct/maximized?redirect=http%3A%2F%2Fwww.myipo.gov.my%2Fhome%3Fp\\_id%3D101\\_INSTANCE\\_NDpsoWVBk90H%26p\\_p\\_lifecycle%3D0%26p\\_p\\_state%3Dnormal%26p\\_p\\_mode%3Dview%26p\\_p\\_col\\_id%3Dcolumn-2%26p\\_p\\_col\\_pos%3D1%26p\\_p\\_col\\_count%3D2](http://www.myipo.gov.my/home/-/asset_publisher/NDpsoWVBk90H/content/pct-electronic-filing-epct/maximized?redirect=http%3A%2F%2Fwww.myipo.gov.my%2Fhome%3Fp_id%3D101_INSTANCE_NDpsoWVBk90H%26p_p_lifecycle%3D0%26p_p_state%3Dnormal%26p_p_mode%3Dview%26p_p_col_id%3Dcolumn-2%26p_p_col_pos%3D1%26p_p_col_count%3D2)

## <カナダ CIPO>

### 特許データベースにて 1920 年以前の書類閲覧可能 (2014 年 1 月 2 日)

オンライン特許データベースにて、1920 年以前の書類 (1896 年 1 月～) も追加され、イメージでの閲覧と PDF ダウンロードが可能\*となった。これにより、先行技術調査に役立つと期待される。CIPO は、他の知財庁とこれらのデータを共有し、ビンテージコレクションとして、顧客に提供する予定。

\*日付での検索については、日付の種類によって検索可能な範囲が異なる。

特許付与日 (Issue Date) での検索 : 1896 年 1 月～

特許出願日 (Filing Date) での検索 : 1978 年 8 月 15 日～

優先日 (Priority Date) 及び国内移行日 (National Entry Date) での検索 : 1989 年 10 月 1 日～

特許データベース : <http://brevets-patents.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction.html>

紹介記事全文 (英語) : <http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03748.html>

## <ドイツ DPMA>

### 特許と実用新案包袋のオンライン調査開始 (2014 年 1 月 7 日)

2014 年 1 月 7 日より、一部の特許及び実用新案の包袋のオンライン調査が可能となった。2013 年 1 月 21 日以降に公開された特許及び実用新案の情報を無料で入手することができる。書面でのファイル閲覧依頼は必要なくなるが、選択肢としてはまだ残す。さらに、ドイツ各地の知財庁支所（ミュンヘン、ベルリン、イエーナ）の調査室で調査することも可能である。

紹介記事全文（英語）：

[http://presse.dpma.de/presseservice/englisch/unserservice/pressreleases/02012014\\_1/index.html](http://presse.dpma.de/presseservice/englisch/unserservice/pressreleases/02012014_1/index.html)

## <オーストラリア IP Australia>

### 知財関連法修正案の協議進行中 (2014 年 1 月 17 日)

1990 年特許法、1995 年商標法、2003 年意匠法、1994 年種苗法の修正案に関する公聴会が進行中である。修正案は、2014 年初めに国会に提出される法案に盛り込まれる予定。

主な修正内容は以下の通り；

- ・ TRIPS 協定の施行
- ・ “単一トランス・タスマン(Single trans-Tasman)\*” 特許出願・審査過程、オーストラリア・ニュージーランドの特許弁理士の共同制度の認可
  - \* “単一トランス・タスマン”については、巻末の参考情報をご参照ください。
- ・ 育成者権を含む、連邦巡回裁判所の管轄の拡大

※修正案の詳細（英語）：

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/ip-legislation-changes/ip-laws-amendment-bill-2014/>

紹介記事全文（英語）：

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-media/latest-news-listing/consultation-ip-laws-2014>

## <シンガポール IPOS>

### 特許の質の向上及び待ち時間短縮の強化イニシアチブ (2014 年 1 月 29 日)

IPOS は知財法を強化するために、新たなイニシアチブを実施する。これにより、特許の質が大きく改善され、特許査定までの待ち時間が短縮される。「Positive Grant System（積極的付与システム）」という新たな特許システムの実施や実体審査の導入、ASEAN 地域及び世界の大市场における特許出願を促進させる政府間の一連の調整を含むものである。

2014 年 2 月 14 日の改正特許法の施行から、IPOS の特許制度は自己評価システムから「Positive Grant System」へ移行する。「Positive Grant System」への変更によって、シンガポールで付与された特許は、IPOS に新たに設立された特許調査・審査ユニットにより通知のあった通り、全ての特許要件を満たさなければならない。これにより、シンガポールで付与された特許の全体の質が上がり、欧米や日本のような大きな市場のある国の実務に並ぶことになるだろう。

質の高さを保証するために、多くが博士号の資格を持った科学者からなる特許調査・審査ユニットは設立された。このユニットは、2013 年 5 月から審査を始めている。高品質で迅速なサービスを継続的に提供する「Positive Grant System」に従う改訂審査基準が実施されるだろう。

結果として、出願書類が承認されれば、12 ヶ月の期間内に特許が付与される。以前の 3~4 年の期間から見れば、劇的な短縮であり、特に情報通信技術分野のようなサイクルの早い技術にと

っては、この迅速なシステムは利益となるだろう。企業は、以前の出願過程よりも費用を節約することも可能だろう。

質が高く迅速な特許査定により、シンガポールの発明者は一連の国際特許条約を利用できる。特に、米国、日本、中国等との PPH や、ASEAN 市場に進出する人々のための ASPEC（ASEAN 特許審査協力）がある。これらのイニシアチブを通して、企業は約 50%の時間を節約して、大きな市場に早く出願することが期待できる。シンガポールから ASEAN 諸国への出願過程は、約 3~4 年（最大で 4 年短縮）になり、日本や米国へは約 2~3 年（最大 2 年短縮）になることが見込まれる。

紹介記事全文（英語）：

<http://www.ipos.gov.sg/MediaEvents/Readnews/tabid/873/articleid/262/category/Press%20Releases/parentid/80/year/2014/Default.aspx>

## <ニュージーランド IPONZ>

### 事案管理システムを強化（2014 年 1 月 31 日）

以下の項目を追加。

- ・ 検索条件を追加
  1. 商標検索：マオリ商標、シリーズ商標、公開日
  2. 特許検索：国内移行日、公開日
  3. 食物品種属性検索の追加
- ・ 特許事案の修正要求の改良 自発的訂正或いは誤記の修正かを選択することが可能に。

紹介記事全文（英語）：

<http://www.iponz.govt.nz/cms/iponz/latest-news/enhancements-to-iponzs-case-management-facility>

## <欧州共同体商標意匠庁 OHIM>

### TMView に韓国が参加（2014 年 2 月 10 日）

2014 年 2 月 12 日から、オンライン商標システム TMView に、韓国が参加し、商標検索可能となった。約 270 万件の韓国の商標が加わり、検索可能商標件数は、全部で約 2,300 万件となった。

- ・ TMView <http://www.tmview.europa.eu/tmview/welcome.html>

参加庁：35 庁

これまでに、205 の国から約 500 万回利用された。

紹介記事全文（英語）：

[https://oami.europa.eu/ohimportal/en/news?p\\_p\\_id=csnews\\_WAR\\_csnewsportlet&p\\_p\\_lifecycle=0&p\\_p\\_state=normal&p\\_p\\_mode=view&journalId=847812&journalRelatedId>manual/](https://oami.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=847812&journalRelatedId>manual/)

## <スリランカ NIPO>

### 知財法の改正案に関するパブリックコメント募集 (2014 年 2 月 21 日)

知財法改正案について、NIPO はパブリックコメントを求めている。  
2012 年 7 月、内閣府は知財法改正を含む法案を承認した。主な改正点は、著作権とその周辺権利の保護を、自発的な登録制度を導入し強化するというものである。

紹介記事全文 (英語) : <http://www.nipo.gov.lk/news.htm>

---

## <インド CGPDTM>

### 電子出願対応の商標書式番号を追加 (2014 年 2 月 25 日)

商標局は、電子出願用の商標提出様式の番号を、以下の通り追加した。これにより、全部で 57 種類の商標書類書式が電子出願に対応することになる。

- ・ 登録後の変更 : TM-14, TM-17, TM-19, TM-20, TM-21, TM-22, TM-23, TM-24, TM-25, TM-33, TM-34, TM-35, TM-36, TM-38, TM-40, TM-41, TM-50
- ・ 期限延長 : TM-56
- ・ 登録官の決定の審査申請 : TM-57
- ・ その他 : TM-15, TM-42, TM-43, TM-47, TM-58, TM-62

紹介記事全文 (英語) : [http://www.ipindia.nic.in/iponew/forms\\_25February2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/forms_25February2014.pdf)

---

## <インド CGPDTM>

### 特許規則改定 (2014 年 2 月 28 日)

主な変更点は以下の通り ;

- ・ 特許出願料金の変更 :
  - ・ 電子出願と紙での出願の料金区別 (紙での出願は 10%増し)
  - ・ 小規模事業者とそれ以外という法人の区分が追加  
(小規模事業者以外の法人は従前の手数料の 2 倍に増額)
- ・ 様式の変更・追加 : 小規模事業者の申請書 (Form 28) の追加  
: 異議申立申請書 (Form 7) の追加

規則改正点(英語) : [http://www.ipindia.nic.in/iponew/patent\\_Amendment\\_Rules\\_2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/patent_Amendment_Rules_2014.pdf)

規則改正公示 (英語) : [http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice\\_ii\\_28February2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice_ii_28February2014.pdf)

---

<インド CGPDTM>

## **医薬品特許審査基準草案公開** (2014 年 2 月 28 日)

2014 年 3 月 21 日(金)まで、意見募集中。

審査基準草案公開通知(英語) :

[http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice\\_PharmaGuidelines\\_28February2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice_PharmaGuidelines_28February2014.pdf)

審査基準草案本文 (英語) :

[http://www.ipindia.nic.in/iponew/Guidelines\\_Pharma\\_PatentApplication\\_28February2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/Guidelines_Pharma_PatentApplication_28February2014.pdf)

---

### \* “単一トランス・タスマン” 特許過程・審査過程 :

ニュージーランド知財庁(IPONZ)とオーストラリア知財庁 (IP Australia) は、両国で特許を取得しようとする出願人のために、単一の出願過程 (Single Application Process: SAP) 及び単一審査過程 (Single Examination Process: SEP) を展開させている。このイニシアチブは、単一経済市場 (Single Economic Market: SEM) の枠組みとなり、重複を減らし、情報と専門知識を共有することにより効率を上げるために計画された。

IPONZ と IPA は、この SAP と SEP の計画をより進展させ、2015 年の実現に向けて、現在、詳細な構造について取り組んでいる。SAP の下では、出願人は、両知財庁のサイトにて、オンラインで同時に両国の特許を申請することができる。SEP の下では、一人の審査官が、それぞれの国の法により出願書類を審査し、最終的には、両国それぞれの特許が付与される。IPONZ と IP Australia は特許の付与や拒絶の責任をそれぞれ保持し続ける。

\*Trans-Tasman (トランス・タスマン) とは、「オーストラリア・ニュージーランド間」の意味。タスマンは、両国の間にあるタスマン海に由来。

解説記事全文 (英語) :

<http://www.med.govt.nz/business/intellectual-property/single-economic-market-intellectual-property-outcomes/single-patent-application-and-examination-processes>

詳細 : [http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/Integration\\_of\\_Patent\\_Examination\\_FACT\\_SHEET\\_v6AP.pdf](http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/Integration_of_Patent_Examination_FACT_SHEET_v6AP.pdf)

\*\*\*